

# 子ども・子育て支援新制度

= 幼児期の学校教育・保育，地域の子ども・子育て支援を総合的に推進します =

## 新制度の目的【主なポイント】

子育てをめぐる課題の解決をめざします

<p><b>課題 1</b></p> <p>親の働く状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが望まれました。</p>	<p><b>課題 2</b></p> <p>核家族化や高齢化，また地域での人間関係の希薄化により，家庭や地域での子育て力が低下していると言われていました。</p>	<p><b>課題 3</b></p> <p>保育所に入れない待機児童の存在が問題となっています。</p>
---	---	--

<p>● 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的な提供</p> <p>認定こども園（幼保連携型）の設置手続きの簡素化</p>	<p>● 地域の子ども・子育て支援の充実</p> <p>利用者支援など，地域における子育て支援のニーズに対応します</p>	<p>● 保育の量的拡大・確保</p> <p>・ 待機児童の解消</p> <p>・ 地域の保育を支援</p> <p>市は待機児童解消を計画的に進め，国が財政支援を行います</p>
--	---	---

**【子ども・子育て関連3法】**

○ 子ども・子育て支援法

- ・ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
- ・ 小規模保育等への給付
- ・ 地域子ども・子育て支援事業
- ・ 子ども・子育て支援事業計画
- ・ 子ども・子育て会議の設置

○ 認定こども園法の一部を改正する法律

- ・ 幼保連携型

⇒ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する単一の施設

【中核市の役割】

- ・ 幼保連携型認定こども園認可

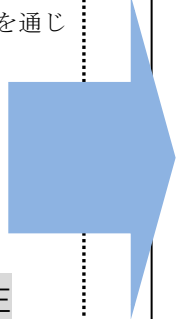
○ 関係法律の整備等に関する法律

- ・ 上記2法の施行に伴う改正等

⇒ 平成24年8月成立

※ 平成25年4月1日一部施行（新制度の準備に係る，子ども・子育て会議に意見を聴く部分の規定についての施行）

※ 平成27年度本格施行（予定）



**◆ 子ども・子育て支援法の対象事業**

① 施設型給付

- ・ 認定こども園
- ・ 幼稚園
- ・ 保育所

② 地域型保育給付

- ・ 小規模保育
- ・ 家庭的保育
- ・ 居宅訪問型保育
- ・ 事業所内保育

③ 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 利用者支援
- ・ 地域子育て支援拠点
- ・ 一時預かり
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ ファミリーサポートセンター事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 妊婦健診

### 宇都宮市の取り組み

**平成25年度**

- ◇ 子ども・子育て会議の設置
- ◇ 子ども・子育て家庭の状況及び需要の調査・把握（ニーズ調査の実施）

**平成26年度**

- ◇ 施設・事業の認可や運営に係る基準の制定
- ◇ 子ども・子育て支援事業計画の策定

**平成27年度**

- ◇ 新制度の運用開始～